

平成 25 年度 第 3 回 燕市行政改革推進委員会

【日 時】 平成 26 年 2 月 19 日（水）午後 5 時 30 分～午後 7 時 15 分

【場 所】 燕市役所 1 階 会議室 101、102

【出席者】 委員 五十嵐勝也、笹川常夫、滝澤惇三、田中 進
田村 秀、細野美恵子、山崎綾子（敬称略）

事務局 企画財政部長 五十嵐嘉一、同課長 田辺秀男
同副主幹 田辺一幸、同副参事 柴山文則

同政策専門員 土田和久、石黒昭彦

同主任 渡辺健一

同主事 吉田英樹、浅野晴也

総務課長 広野義徳、同副参事 前山正則

【欠席者】 委員 池田 弘、梅田豊久、高橋真由美（敬称略）

1. 開会

2. 会長あいさつ

会長：皆さん、こんばんは。新年最初の会ということで、年度末大変お忙しい中お集まり頂きましてありがとうございます。ただいま事務局から話がありましたように、丁度予算の編成が終わった時期ということです。今年度は雪が少ないことで、除雪費の支出が少なかったということもあろうと思いますが、その一方で当初予定していなかった支出もあったと思います。そういった様々な要素がある中で行政改革と言うのは不断の取り組み、終わりのない取り組みということになります。本日も様々な資料がありますが、皆さんから市民目線で多くのご意見を頂戴したいと思いますのでよろしく願いいたします。

3. 議題

会長：それでは、議題の方に移りたいと思います。まず、議題の（1）燕市行政改革大綱後期実施計画「平成 25 年度実施項目進捗管理票取組実績（見込み）」ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。資料が非常に多いので、できるだけポイントを絞って説明をお願いいたします。

（事務局：資料に基づき説明）

会長：ありがとうございます。ただいま事務局から平成 25 年度の実績、また、前回会議の指摘事項に関する説明がありました。説明のあった部分はもちろんですが、無かった部分でも構いませんので、全体をとおしてご質問ご意見をいただきたいと思います。

委員：議会改革の部分で、「反問権」の意味を教えてください。

事務局：一般質問になりますと通告制でやっております。議員の質問に対して答弁いたしますが、答弁の前に議員の質問の趣旨についてこちらからお聞きすることのできる権利ということになります。

委員：今まではなかったということですか。

事務局：はい。今回、議会改革の中で今まで一括で事前通告をいただいていたが、一問一答ということで、その場で質問をして、それに答えたものに更に質問をするという形になりました。

委員：では、事前に質問が分かっているということですか。

事務局：1回目については、事前通告でございます。2回目以降は回答についての質問ということですが、いろいろな質問がありますので、その質問についての反問権ということなんです。

委員：資料の11ページの「自動販売機設置場所の貸付けの入札実施」ですが、課題の部分の産業史料館以外の他施設に設置というのは、今まであったものを入れ替えるということなのか、それとも新たに設置するという意味なのか、どちらでしょうか。

事務局：その他の施設は、当初の考え方として既に自動販売機が入っているところも含めて、いろいろな施設を対象として入札すれば、自主財源の確保に繋がるのではないかと考えておりました。しかし、以前お話しさせていただきましたが、福祉団体や災害時の応援協定等が複雑に絡み合っているなかで、上手くいかなかったことがあります。産業史料館は入札を実施いたしましたので、その他の施設で同じように効率よく入札が行える施設がないか検討していくということでございます。

委員：では、具体的にこの施設というのは決まっていないということでしょうか。

事務局：具体的な話をいたしますと、現在市内の公共施設に約100台の自動販売機がございます。これについて、まず、既存のものを入れ替えるという観点でお話しいたしますと、かなりの数の福祉団体の自動販売機が入っています。この収益は福祉団体の活動費に充てられている状況です。このような観点から行くと、市が福祉団体を排除して自主財源を確保するという事はなかなか難しいということがあります。また、3庁舎から新庁舎への移転によって自動販売機の設置台数自体が減っているという現状と、先ほど申し上げたように、災害時の応援協定の自動販売機も排除できないということがあります。福祉団体以外の既存の自動販売機についても、なかなか進んでいないという実情がございます。新規に入れるという部分については、産業史料館で先行的に入札を実施いたしました。利用者のニーズもあり、市が考える先進事例のような金額がつかないということがあります。今後は施設によって新規に入れるニーズがあれば入札を検討するというところでございます。

委員：あと、1ページ目のジェネリック医薬品の利用促進ですが、国民健康保険の保険証の裏面に臓器移植の意思表示が記載されていますが、この部分は担当の課で何かPRは行っているのでしょうか。

会長：担当課へ確認の上、次回に回答をお願いします。

委員：遅れて参りまして申し訳ありませんでした。議会改革の調査報告についてですが、議長の交際費と政務活動費がホームページに公開とありますが、議会だよりでの公開はないのでしょうか。ホームページを見る人はあまりいないと思いますが。

会長：人によって紙媒体の方がいい人とそうでない人というのはいらっしゃるかもしれませんが、それはこの場でどうこうということではないので、議会の方へそのような意見があったということで、実際に載っているかの確認も含めて伝えて頂けますでしょうか。

委員：同じく議会改革の調査報告の16番目の夜間議会・休日議会の実施で、現状では必要性は感じないとのことですが、仕事を持っている方が議員の場合、夜間に議会を行ってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

会長：これもおそらく今事務局で答えられる話ではないかと思えます。私自身いろいろと行政を知っている中で十数年くらい前から夜間とか休日に議会を行うということはあったんですが、ほとんど傍聴者がいないということがありました。私自身も必要性はあるとは思いますが、そのように先進自治体で行っているが、うまくいっていないという現状があります。特にイギリスでは夜間に行われています。それはどういうことかということ、そもそも議会の開催日数が少ないんです。日本のように1回の定例会が3週間という期間ではなく、ポツポツと行うものの1回をたまたま夜間で2時間行うというような形です。それを日本でも参考にして取り入れようとしたんですが、先進的な自治体の例が先ほど申し上げたような形であったので、進んでいない、ということです。これは、私の感想ですので、これについても議会でこのような話があったと伝えていただけますでしょうか。

委員：私も同じく議会改革の調査報告で項目23と25ですが、今後の課題とどちらもなっているので、今後検討していくこととは思いますが、「PCやタブレット端末の活用を望む議員は少数であり、今後の課題」とあり、25でIT化へ取り組みということですが、取り組んだところで議員がちゃんと使えるのかどうかというのがあると思います。使えないのに高いお金をかけてパソコンを購入しても無駄なお金になると思います。また、市全体の話ですけど、パソコンをただ使えればいいということではなく、法律の問題だとかを市全体でどのように取り組んでらっしゃるのでしょうか。

会長：いわゆる行政の情報化の話について2点ありましたが、特に後者の方は事務局でも答えられると思いますが、いかがでしょうか。

事務局：情報政策は総務課にありますので、私から答えさせていただきます。正職員のパソコンですけども、正職員・臨時職員を含めて保育園は除きますが、事務職であれば全員に1台ということで設置されています。使い方などの講習は今はほとんど行っておりませんが、パソコンに長けている職員がおりますので、そういうものに聞きながらという形です。なお、情報政策係でいろいろなバージョンアップを行ったときには、情報提供は行っております。また、情報

を扱うとなるとセキュリティの問題が一番重要になってきます。外部のセキュリティ監査ということで、業者から入ってもらって適正に行っているか指摘をいただいたり、情報漏洩関係事件の情報を共有しながら注意を促しております。

委員：あと気になったものなのですが、会議中にインターネットを閲覧し資料検索とありますが、これは何を検索するのでしょうか。ネット上にある資料は正しいものもあれば、そうではないものもあるので、それを議会中に検索する必要があるのでしょうか。

会長：私が答えるのもどうなのかと思いますが、おそらく議員同士で議論することがあるのかもしれませんが、議会中は先ほど話がありましたように、事前通告がありますから、その必要はないかと思いますが、議員同士で自由に議論する場合は、そのようなこともあるということで書いてあると思います。しかし、これは机上の空論ではないですけども、どうなのかなと思います。1つご紹介させていただくと、実はこの1月から新潟大学でも学長以下評議員40名程度に対してタブレットが配布され、いわゆるペーパーレス会議を実施しました。もちろん個人情報のものには暗証番号があって、それを入れて閲覧する形です。私は学部長ですから、他の教員へ情報を伝達しなければいけないのですが、必要なものは学内のパソコンに限って閲覧できるようにしてあります。ただ、やり出したんですが、私も古い人間なので紙がいいというのもあり、他の評議員の方々にもあまり評判は良くないです。企業とかでもタブレットを利用した会議をやっていますし、大学の医学部なんかでは実際にもものを見せることがあるので、馴染みやすいことはあるようですが、いわゆる人文社会系にとっては玩具が来ちゃったねという感じの声もあります。議会でも配付資料をタブレットで閲覧するということはあるかと思いますが、個人的には導入は慎重に判断された方がいいと思います。また、これについて議会の見解などありましたら次回までに調べていただきたいと思います。

委員：先ほど保育園には対応していないとのことでしたが、情報モラルに関することなのですが、例えば新聞に載っているものを確認なしに使用してしまうと著作権法違反になってしまうというようなことの知識がないがために、ネット上に上がっているのをよく見ます。例えば、どこかの卒業式へ行って写真を撮影したものが、職員から上がっているというのも見ます。そういった情報モラルというのは取り組んでなさそうなので、そういったことを今後していく必要があると思います。

事務局：保育園にはないということではなく、全保育士にないということで、保育園には数台あります。以前は園長先生の分ということで1保育園に対し1台しかありませんでしたが、現在は台数を増やし、数台ずつ設置してございます。そういったこともありまして、保育園を対象として著作権等の扱いも含めたセキュリティポリシーの研修会を行っております。

委員：今言ったのは保育園だけじゃなくて市役所全体のことです。

事務局：市役所全体についても同じように研修会を年1回行っております。

委員：1回では足りないと思います。そういった基盤がないがためにペーパーレス化などを進めたとしても、逆に対応しなくてはいけないことが増えてしまって無駄なこととか、それこそ財政に係わる問題も起きかねないので、基盤をきちんと考えていくことが大事だと思います。

事務局：はい、検討したいと思います。

会長：今の件につきまして、大学でも実は全く同じ問題を抱えていまして、今の指摘は子どもの顔が出てしまったということがあったということだと思えますが、大学でも先週卒業論文の発表会がありまして、そのホームページに載せる写真を撮る際に、口頭でもペーパーでもいいんですけども、「写真を撮っても構いませんか？嫌だったら申し出てくださいね。」と必ず言うようにしていますので、そういった知識を徹底させるというのは必要かと思えます。特に肖像権については、従前だったら良かったものが現在は感覚が変わってきていますので、これは大学も気を付けております。学生だからホームページに載るのは嬉しいだろうというのは大間違いで、人によっては勘弁してくれと言う方もおりますし、場合によっては損害賠償請求というのが発生しますので、これは燕市だけでなく、どんな企業であっても考えなければいけない問題だと思います。是非とも今の指摘を真摯に受け止めて、形に繋げていただきたいと思えます。

委員：2点あるのですが、一つは23ページの資料2のアンケート結果の件です。私もこの1月から3回目の自治会長をやっております、新庁舎になってからは初めてですが、以前やっていたときは合併の時期で、その関係で庁舎へお邪魔することも多くありました。今回1月から何回か庁舎へ参りまして、正直びっくりしました。用件があつて窓口へ行くと係の方がすぐに出てきてくれます。私も民間の企業におりましたので、そういったことを強く指導して実行してまいりましたが、指定の人に用件があつて、その方が電話中でもすぐに替わりの方が出てきてくれます。このアンケートの結果は7月時点ということでしたけども、この1月で実施したらこの結果よりも遙かに良くなっていると思えます。そういう意味では、行政改革の皆さんの努力で市の意識が非常に変わってきているのではないかと思います。行政改革の委員ということで、他の部門も気になって見てみますと、他の部門でもそのように対応されていたので、非常に感心しました。ただ、一つ気がかりなのは、私ども市民が市役所に来る場合は、“おもてなし”を受けに来るわけではありませんので、市役所に来た目的として満足いく結果が得られたのかどうかを今後のアンケートの機会に聞いていただければと思います。もし、これもいいとなれば、大変な成果だと思います。

事務局：今年度2回実施させていただきまして、今まで実施した中には「満足した結果が得られたか」という質問は入れておりませんでした。当然、今後も実施していきますので、検討させていただきたいと思えます。

委員：是非まとめましたら聞かせていただきたいと思えます。それから、もう一つあるのですが、31ページの指定管理者制度を使って民間に移行されてい

て、その行政改革としての効果も大きいと思うのですが、気がかりなのは、今まで施設には職員の方がいらっしやって、市民の方のいろいろなニーズを職員の方が把握されて運営されていたと思うのですが、指定管理者に移行すると市の方は直接そこにはいらっしやいませんよね。その時に職員の皆さんの今までのノウハウがなくなってしまうたり、本当のニーズを把握できなかったり、現場を知らない職員が増えてしまったりしないのでしょうか。移行した場合、そういう部分は保持したうえで、移行しているのでしょうか。それともそういった部分も、業者へ移行してしまっているのでしょうか。

事務局: 指定管理者制度を導入する際には、こちらの目的を十分に理解してもらった上で選定させていただいております。また、選定されて移行した後も担当課には管理監督という責任が残りますので、当然、連携協力する中で、連絡を密にしながら、状況を把握していきます。また、指定管理の委員会で評価していただく時には、担当課も同席し、管理状況を確認いたしますし、さらに定期的な協議、確認の場を設けて施設の管理監督は十分行っていく必要があるということで、実施しているところであります。

委員: 私も図書館の読み聞かせボランティアを行っておりまして、図書館も株式会社図書館流通センターということで、指定管理に移行してまだ1年経ちませんが、先ほど資料7でうかがった数字を見ると105%ということで利用状況は良くなっているようですが、燕図書館では市の臨時職員だった方が1人残りましたが、読み聞かせボランティアもそうですが、かなり負担が大きいです。また、貸し出しする本に貼るバーコードですが、以前、市の運営の時は、裏面の模様がないところにバーコードを貼っていたのですが、今は模様や写真の上に貼ってあります。分かっていたきたいのは、この数字だけでは見えない部分があり、しわ寄せが来ている所もあるということを知りたいです。

事務局: 指定管理の制度につきましては、導入してから確かにそういった苦情も議会の方からも出ております。私どもとしては、そういった苦情も利用者の方から多く出していただけるように、アンケートの実施や意見箱の設置を行っております。その中でアンケート結果や担当課へ上がってきたご意見等は、企画財政課とも情報共有を行い今後のサービス向上に繋げるということを心がけているわけですが、まだまだ上手くいっていない部分もありますので、今後対応の充実を図っていきたく思っております。

委員: 指定管理者から出てくるのを待っているのではなく、市の職員が実際に現場へ行って、見に行かなくてはいけないんじゃないかと思えます。そういうことをすることによって、出てきたものと自分が実際に行ったことを付け合わせで見れば、いい成果が得られるのではないのでしょうか。

事務局: 言われたモニタリングの方法も含めて今後、検討させていただきますし、平成26年度は丁度図書館の指定管理者の評価を実施する年ですので、その際にいただいたご意見を参考にさせていただきたいと思えます。そういったこともありますが、指定管理者制度に移行して良くなったという評価をいただいている施設もありますので、指定管理者制度に馴染む施設か検討して、移行しな

がら、モニタリングについてもいろいろな方法を検討して行っていきたいと思います。

委員：資料1の7ページの「収納一元化の実施」ということで、4税2料と公的使用料の滞納者を一元管理するということですが、下水道受益者負担金、公営住宅等使用料、霊園管理手数料については、法令、運用システムの相違により収納課では実施できないとあります。また、執行権限の相違から子育て保育料も一元化できないとあります。せっかくこういう機会に収納を一元化して滞納を圧縮するという大義名分がありますので、これがまたバラバラになりますと縦割りが残った感がありますので、費用の問題等もあるとは思いますが、どうせやるのなら、大事な税収に係わる部分ですので、一元管理をしていただきたいなと思います。

事務局：担当課の課題については、詳細に把握しておりませんので、今ほどの指摘の問題点を聞きながら、課題解決の方向性を探っていくことにさせていただきます。

委員：どれも非常に大事な計画ですが、やるのは人ですので、問題は組織風土ということ、機構改革等はお考えになっているのでしょうか。それと、先日の三條新聞を御覧になったかと思いますが、非常に不名誉な記事がでましたので、そのようなことがないようにお願いしたいと思います。

事務局：新庁舎に移行した去年の5月7日に機構改革を実施しまして、燕・吉田・分水サービスセンターをなくして、サービスコーナーを設置いたしました。今回、26年度の4月におきましては、スポーツ施設が指定管理に移行しますので、スポーツ推進課を生涯学習課に統合しまして、名称を社会教育課に変更したなかで、スポーツ推進に関することは課内室を設け、そちらで対応いたします。これで、課が1つ少なくなり、その代わりということではないのですが、今、福祉行政が非常に多様化しておりますので、現在の福祉課を社会福祉課と長寿福祉課に分けることで、課が増えますので、全体としては課の数は変わりませんが、指定管理や福祉行政など、時代に即した機構改革ということ。また、三條新聞に投稿された「合流点」のことですが、いろいろなご意見があるかと思いますが、ここに書かれていることが全て事実ということではありませんし、職員は一生懸命頑張っているということですので、ご理解いただきたいと思います。

委員：私は資料を見て、皆さんよくやられているという感想です。ご自分で評価されていますが、題材の問題もありますので、市はどんどん前に進むという姿勢が大事だと思います。先ほどのアンケートも見させていただいて、当然予想できるような内容もあります。新庁舎ができて遠くなったというのは私も燕の人間ですからありますけども、ここにあるようにコンビニを利用したりということで、努力の跡があつて良いと思います。今度は市民が元気を出して行くことも大事だと思います。先ほどのパソコンが使えるとかということではなくて、それでは実際にやっている本人が困りますので、議員もパソコンが使えないような方は出てもらってもどうかと思いますので、そういった意味でこれからも

どんどん前に進む行政改革を行っていくべきだと思います。

会長: まだまだいろいろあると思いますが、ここでは答えられない部分は次回また整理していただくとともに、かなり応援というか評価も出てきていますが、庁舎が変わって最初に充実したところもあるかと思いますが、ダレや馴れ合いになってしまわないようにお願いしたいと思います。それでは最後にその他ということで、事務局の方からお願いいたします。

4. その他

(事務局説明)

会長: ただいま事務局の方から話のありました使用料というのは市民の中でも大変意見の分かれることだと思います。それぞれ自分の関係する施設がある一方で納税者という立場もございますので、かなり時間をとることも予想されますが、事務局におかれましては既に他の自治体の例も調べられているとは思いますが、よく整理して説明していただきたいと思います。これで平成25年度の行政改革推進委員会の審議事項は全て終了ということで、皆さんお疲れ様でした。